

第1章 国際的な枠組みの進展

平成27年度は、様々な国際的な枠組みが大きな進展を見せた一年でした。パート1第1章で述べたとおり、パリ協定が成立したほか、持続可能な開発目標（SDGs）を中核とする持続可能な開発のための2030アジェンダ（以下「2030アジェンダ」という。）も採択されました。

中でも、2030アジェンダは、国際社会が2030年（平成42年）に向けて、持続可能な社会の実現のために取り組むべき課題（アジェンダ）を集大成した新たな国際的な枠組みであり、この点からも国際社会は新たなステージに入ったと言えます。本章では、2030アジェンダの枠組みのほか、我が国が大きな貢献を果たしている国際的な枠組みについて説明します。

第1節 2030アジェンダ——持続可能な開発の新たな枠組み

持続可能な開発の概念は、1987年（昭和62年）に国連の環境と開発に関する世界委員会（ブルントラント委員会）が公表した報告書「我ら共有の未来（Our Common Future）」がきっかけとなり広く一般に認識されるようになったと言われていています。1992年（平成4年）の国連環境開発会議（以下「地球サミット」という。）において、各国や国際機関が遵守すべき行動原則である「環境と開発に関するリオ宣言」、同宣言を達成するための行動計画である「アジェンダ21」が採択され、持続可能な開発が、人類が安全に繁栄する未来への道であることが確認されました。地球サミットから10年に当たる2002年（平成14年）には、持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグサミット）が、2012年（平成24年）には、国連持続可能な開発会議（以下「リオ+20」という。）がそれぞれ開催され、過去に国連が策定した行動計画を再確認した上で、2015年（平成27年）に達成期限を迎えるミレニアム開発目標（MDGs）とも整合を取りながら、SDGsに向けた議論を開始することが決定されました。

1 MDGsの達成状況とその国際的評価

(1) MDGsの概要と各目標の達成状況

MDGsは、開発分野における国際社会共通の目標で、2000年（平成12年）の国連ミレニアム・サミットで採択された「国連ミレニアム宣言」を基にまとめられました。MDGsは、極度の貧困と飢餓の撲滅に加え、環境の持続可能性の確保も含め、2015年（平成27年）までに達成すべき8つの目標が掲げられました。達成期限を迎えて国連で行われた評価によると、一定の成果が上げられたとされています。

(2) MDGsの限界と課題

MDGsは、従来の開発手法と比較して画期的な試みでした。具体的には、それまで個別に目標を掲げて援助活動をしていた国連、各国政府、NGOにとっての共通目標を定め、その達成を目指したこと、援助活動全体の効果を上げるため、被援助国の開発政策と援助国の援助政策の整合性を取るなどの共通の枠組みが定められたことなどが挙げられます。しかし、国際機関や先進国等の援助提供者側が主導して内容を決定したため、被援助国である途上国側は自身が努力するという意識（オーナーシップ）を十分に持てず、また、アフリカを始めとする地域間格差や国内格差の問題が十分に考慮されていないという指摘がありました。

さらに、MDGsには貧困、教育、保健等社会開発に関する目標（ゴール）が多く、経済開発、環境・気

候変動、人権等に関するゴールが十分な内容ではないという指摘もあります。MDGsにおいて環境に直接関係する目標は、「目標7：環境の持続可能性確保」だけであり、その目標には、多くの国が悩まされている大気汚染問題への対応及び天然資源の持続可能な利用は含まれていませんでした。また、この目標7とその他の目標との関連が薄く、他の目標を達成するために環境的側面が十分に顧みられない可能性がありました。例えば、「目標1：極度の貧困と飢餓の撲滅」を達成するためには農業生産を向上させる必要がありますが、そのために淡水の大量使用や廃水による水質汚染、農薬による環境汚染、富栄養化、土壌浸食及び施肥等に伴う窒素酸化物（温室効果ガスの一種）の排出等を招く可能性があります。環境に配慮した持続可能な方法で農業が実施されていれば良いのですが、MDGsではそのような観点が明示されていませんでした。加えて、国連環境計画（UNEP）等により、経済・環境に関わる目標が不十分だったため、必要なステークホルダーを幅広く巻き込むことができないという限界があったことも指摘されています。

2 2030アジェンダに至る国際的な議論の経緯

(1) リオ+20で示された方向性

2012年（平成24年）6月に開催されたりオ+20において、[1] 30か国によるオープン・ワーキング・グループを設置し議論すること、[2] SDGsは、ポスト2015年開発アジェンダに整合的なものとして統合されることの2点が決定されました。これを受けて、2014年（平成26年）夏に報告書が国連に提出されました。

環境的側面から見ると、リオ+20では、上述したMDGsの限界と課題を踏まえ、環境、経済、社会の三側面統合の概念が打ち出されたことが非常に特徴的です。成果文書である「我々が望む未来」では、「我々は、あらゆる側面で持続可能な開発を達成するためには、経済的、社会的、環境的側面を統合し、それらの相関を認識し、あらゆるレベルで持続可能な開発を、主流として更に組み込む必要があることを認める」とされており、随所で三側面統合の重要性が示されています。この三側面統合の概念は、2030アジェンダとSDGsに明確に引き継がれていることから、後述します。

(2) 2030アジェンダ採択に至る歩み

2015年（平成27年）9月25日、2030アジェンダが、ニューヨーク国連本部で開催された持続可能な開発のための2030アジェンダ採択のための首脳会議国連総会で正式に採択されました。ここに至るまでの歩みのうち、特に環境的側面では、UNEPによる取組が特徴的です。UNEPは、先述した環境、経済、社会の三側面統合の概念を確実に2030アジェンダとSDGsに引き継ぐため、研究者や各国政府を含むステークホルダーと、SDGsに開発の三側面をバランス良く入れ込む方法について議論し、2013年（平成25年）に討議用資料を発表しました。また、2014年（平成26年）にナイロビで開催されたUNEPの第1回国連環境総会（UNEA）には、157か国の代表及び国際機関、ステークホルダー等が出席し、そこで決定されたハイレベルセグメント成果文書では、野心的、普遍的かつ実現可能なポスト2015年開発アジェンダを策定すること、並びに同アジェンダは持続可能な開発の環境的・経済的・社会的側面の全てを包摂することが明記されました。

(3) 我が国のプロセスへの貢献

2030アジェンダ採択に向け、我が国は様々な貢献を行ってきました。まず、リオ+20の前年の2011年（平成23年）に、東京でMDGsフォローアップ会合を開催し、ポスト2015年開発アジェンダに関する国際的な議論の端緒を開きました。また、約20か国の政府関係者、主要国際機関、研究機関、市民社会団体、民間セクターの政策担当者が、非公式に政策対話を行う場であるポスト2015年開発目標に関するコンタクト・グループを主催し、計6回の会合で活発な意見交換を行ってきました。その議論の結果は、議長ノートとして取りまとめ、ポスト2015年開発アジェンダに関するハイレベルパネルに取り入れられました。

さらに、2012年（平成24年）と2013年（平成25年）に実施された国連総会では、ポスト2015年開発目標に関するサイドイベントを開催しました。また、2012年（平成24年）には、国際通貨基金（IMF）・世銀年次総会東京会合の機会に、外務省、独立行政法人国際協力機構（JICA）及び世界銀行グループの共催で、ポスト2015年開発アジェンダに関する公式セミナーを開催しました。

環境省では、平成25年度より、環境研究総合推進費戦略研究プロジェクトの一つとして、「持続可能な開発目標とガバナンスに関する総合的研究——地球の限られた資源と環境容量に基づくポスト2015年開発・成長目標の制定と実現へ向けて——」を立ち上げ、SDGs策定へ向けた国際議論に貢献してきました。

これらの取組は、2014年（平成24年）から開始された国連加盟国間の2030アジェンダ策定への交渉にいかされています。

3 2030アジェンダの内容

前項で見たように、2030アジェンダは、三年間の参加型プロセスを経て策定されました。検討段階ではポスト2015年開発アジェンダと呼ばれていましたが、正式名称は「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」となり、[1] 序文、[2] 政治宣言、[3] SDGs、[4] 実施手段、[5] フォローアップとレビューの5項目により構成されています。

2030アジェンダでは、これまでの国際目標とは異なる幾つかの画期的な特徴があります。まず、途上国に限らず先進国を含む全ての国に目標が適用されるというユニバーサリティ（普遍性）が大きな特徴となっています。次に、包括的な目標を示すと同時に、各々の目標は相互に関連することが強調されており、分野横断的なアプローチが必要とされています。加えて、グローバル・パートナーシップの重視も2030アジェンダの特徴です。具体的には、2030アジェンダの序文や、SDGsの「ゴール17（パートナーシップ）」において、目標達成のためにマルチステークホルダー・パートナーシップを促進することが明記されています。

さらに、MDGsにおいて「環境、経済、社会の統合的向上」に向けた取組が十分でなかったことを踏まえて、2030アジェンダ及びSDGsにおいては、この考え方が明確に打ち出されている点も特徴的です。具体的には、2030アジェンダの序文では、「持続可能な開発を、経済、社会及び環境というその三つの側面において、バランスがとれ統合された形で達成することにコミットしている」と明記されています。この経済、社会、環境の三側面をバランスがとれ統合された形で達成するという考え方は、国の環境基本計画等に示された我が国の環境政策が目指すべき方向性と基本的に同様であると言えます。

(1) SDGsの概要と環境との関わり

アジェンダ2030の中核を成すSDGsは、17のゴールと各ゴールごとに設定された合計169のターゲットから構成されています（図1-1-1）。17のゴールを見ると、「ゴール6（水）、12（持続可能な生産・消費）、13（気候変動）、14（海洋）、15（生態系・森林）」等のゴールは、環境と特に関わりが大きく、MDGsのゴールと比較して、環境的側面が増加していることが読み取れます。しかし、これにとどまらず、SDGsはゴール間での関連を重視している特徴からも、その他のゴールにも環境との関わりが見られます。

例えば、一見環境とは関わりが小さい「ゴール1（貧困）」では、ターゲットの一つである1.5において、「気候変動に関連する極端な気象現象（中略）や災害に対する曝露や脆弱性を軽減する」と記載され、気候変動への適応も貧困削減に寄与することが明記されています。また、「ゴール4（教育）」では、ターゲット4.7において、「持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル（中略）の教育を通して、全ての学習者が（中略）必要な知識及び技能を習得できるようにする」とあり、持続可能な開発のための教育（ESD）や環境教育の重要性が示されています。

このように、各ゴールはターゲットを介して環境との結び付きが示され、持続可能な開発の三側面、すなわち環境、経済、社会は統合され、不可分であるという考えがターゲットのレベルでも貫かれています。

図 1-1-1 SDGs17のゴール



SDGs17のゴール

ゴール1 (貧困)	: あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
ゴール2 (飢餓)	: 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
ゴール3 (健康な生活)	: あらゆる年齢の全ての人の健康な生活を確保し、福祉を促進する
ゴール4 (教育)	: 全ての人々への包摂的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯教育の機会を促進する
ゴール5 (ジェンダー平等)	: ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女子のエンパワメントを行う
ゴール6 (水)	: 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
ゴール7 (エネルギー)	: 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代エネルギーへのアクセスを確保する
ゴール8 (雇用)	: 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク (適切な雇用) を促進する
ゴール9 (インフラ)	: レジリエントなインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの拡大を図る
ゴール10 (不平等の是正)	: 各国内及び各国間の不平等を是正する
ゴール11 (安全な都市)	: 包摂的で安全かつレジリエントで持続可能な都市及び人間居住を実現する
ゴール12 (持続可能な生産・消費)	: 持続可能な生産消費形態を確保する
ゴール13 (気候変動)	: 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
ゴール14 (海洋)	: 持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する
ゴール15 (生態系・森林)	: 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の防止・防止及び生物多様性の損失の防止を促進する
ゴール16 (法の支配等)	: 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、全ての人々への司法へのアクセス提供及びあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度の構築を図る
ゴール17 (パートナーシップ)	: 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

「169のターゲット」(URL : <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101402.pdf>)

資料 : IGES 資料より環境省作成

(2) 各国及び様々なステークホルダーに期待されていること

SDGsは、国連総会決議に従い、2016年(平成28年)1月から効力を有しています。我が国を含めた各国政府は、SDGsのゴール・ターゲット等に対し、具体的な政策や計画の設定等の対応を求められており、我が国においてもそのための検討が始まっています。各ゴール・ターゲットについて、様々な組織・機関が

計画等でどのように役割を分担し、どのように我が国の目標を設定していくかは、今後政府としての対応を検討していく中で整理されていくものと考えられます。

一方で、2030アジェンダの序文やSDGsの「ゴール17（パートナーシップ）」では、SDGsの達成には、国境を越えて、政府にとどまらず様々な主体がそれぞれの役割を見出しつつ連携していく「グローバル・パートナーシップ」の必要性が強調されています。これは、我が国において、平成6年の第一次環境基本計画で、「循環」、「共生」、「参加」及び「国際的取組」が実現する社会を目指すとして以来、四次にわたる環境基本計画においてその目指す社会の達成に向けて様々な主体による参加と連携が重視されてきたことにも通じています。

一方、SDGsにはその達成のための具体的手段は必ずしも明記されておらず、多様な主体により多様な取組が進められることが期待されています。その観点から、主体間での情報共有や連携の強化が求められており、我が国における動きについては、次項で紹介しています。

4 2030アジェンダを受けた国内外の動き

(1) 国際的な動き

国内外では、2030アジェンダを受けて様々な動きが見られるようになってきています。国際的には、国連やUNEP、経済協力開発機構（OECD）等の国際機関や、G7やG20等の国際的枠組みにおいて、SDGsのゴール達成に向けた協力が表明される等、具体的な施策が打ち出されています。

例えば、2000年（平成12年）に発足した国連グローバル・コンパクトというイニシアティブの下、企業を中心とした様々な会員団体が、人権、労働、環境、腐敗防止の4分野・10原則を軸に活動を展開しています。国連グローバル・コンパクトはSDGsに対しても積極的に取り組んでおり、グローバル・リポーティング・イニシアティブ（GRI）等と共同で、企業によるSDGs実施のためのガイドラインとして「SDG Compass」を作成し、企業の取組を後押ししています。さらに、監査、税務、アドバイザリーサービスを提供する企業の国際的ネットワークであるKPMGと共同で、企業によるSDGsの先進的取組を共有するプラットフォームの運営等も行っています。

また、UNEPでは、持続可能な消費と生産（SCP）パターンの国際的定着に向け、国や地方レベルの政策、民間・NGO等を含む各種事業、人材育成、技術移転、研究等を促進するため、リオ+20で合意された「国連持続可能な消費と生産10年計画枠組み（10YFP）」を進めています。具体的には、持続可能な消費と生産を促進するためのプロジェクト運営等を行っており、日本も大きく貢献していますが、詳細は後述します。OECDにおいては、2030アジェンダを推進するに当たってのOECDによる貢献可能性について議論が進められており、OECDが定めるグリーン成長指標を始めとする様々な指標や、OECD開発センターに集積された知見の活用が提案されています。

さらに、2015年（平成27）年6月にドイツで行われたG7エルマウ・サミットでは、首脳宣言中に、2030アジェンダを後押しするため、資金的・被資金的手段の促進を支援することが明記されています。11月にトルコで行われたG20アンタルヤ・サミットにおける首脳コミュニケ中にも、2030アジェンダの履行に強くコミットすることが明記されています。

そして、世界各国においても、SDGsに対応する動きが見られるようになってきています。SDGsの進捗は、国連ハイレベル政治フォーラムにおいて毎年各国が報告することとされており、2016年（平成28年）7月に、2030アジェンダ採択後初めての同フォーラムが開かれることから、各国はこの場を目指してSDGsへの対応を進めています。

(2) 国内における動き

日本国内においては、次項で詳述する政府のほか、NGO、企業等もSDGsへ対応すべく動き出しています。例えば、国連サミットで2030アジェンダが採択された翌日、国際協力NGOセンター（JANIC）、「動

く→動かす」及びグローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン（GCNJ）の三者は、政府や研究者の協力も得て、2030アジェンダ採択に際しての市民社会・企業部門の共同声明を発表しました。これは、NGOが主要会員を占める団体と、企業が主要会員を占める団体が、他のセクターの協力も得ながら共同でSDGsへ対応していくことを宣言するもので、2030アジェンダの特徴の一つであるグローバル・パートナーシップを象徴する取組です。

既にSDGsに対応している民間企業もあり、それらの取組は内外で高く評価されています。SDGsは、それぞれの企業の本業、社会貢献事業、CSR活動の全てをSDGsという文脈で整理して、それを基に企業活動を再度見直すことができる機会、いわば棚卸しのツールにもなります。そうした行動をする企業の姿勢が、投資家からも評価されるようになってきました。

貧困、飢餓、環境等の世界的な問題に対し、非政府の立場から利益を目的とせずに取り組んできたNGOの多くは、MDGsに対して積極的に取り組んできた経緯があり、SDGsに対しても引き続き取組を進めていこうとしています。GCNJは、前項で紹介した国連グローバル・コンパクトの日本におけるローカルネットワークで、企業に対しSDGsの内容について普及に努め、対応を促す活動を精力的に行っています。様々な講演会で、SDGsの概要や企業による取組について紹介するとともに、平成28年3月には、公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）と協働で、先述した「SDG Compass」の和訳を行いました。

この背景には、SDGsの各ゴールは、全ての国連加盟国が喫緊の世界課題、つまり社会ニーズとして整理されたものであり、新規性や成長率の高いビジネスが生み出される可能性の高い分野を指摘しているものであるという考えがあります。元々企業は、社会のニーズを満たすことでそれぞれのビジネスを発展させてきたため、SDGsの達成を目指すことは、企業の活動拡大につながると考えられます。

例えば、「ゴール7（エネルギー）」では、全ての人々が、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーを確保することがゴールとして掲げられており、地域において安価に確保できる分散型の再生可能エネルギーへの需要が高まると考えられます。我が国においても、途上国の未電化村落への電源供給ビジネス等の検討が行われているところですが、SDGsはその取組を後押しするものになります。この再生可能エネルギーの導入は、同時に、「ゴール15（生態系・森林）」への達成にも大きく貢献します。すなわち、未電化村落では森林から得られる木炭や薪等をエネルギー源とすることが多いことから、再生可能エネルギー利用設備を導入することは、森林被覆の減少を食い止めることにつながるのです。このように、ビジネスの観点からも、SDGsのゴール同士が関連していることを読み取ることができます。

加えて、SDGsはMDGsに比べて環境的側面が強いことから、SDGsの達成を目指すことは、近年消費者の興味・関心が高まっている環境配慮を強化し、実践することにもつながります。実際に、SDGsが自社の企業活動にとっても有益であることを認識する企業数は増えているという指摘もあります。SDGsの達成が企業活動の一環としても捉えられるようになることは、環境、経済、社会の統合的向上の視点からも意義深いものであり、日本の各企業や業界における認識が広がり、具体的な活動にまで広がっていくことが期待されます。また、その結果、各企業の社員やその家族の間にもSDGsの理念が広がることも期待され、多様なステークホルダーによるSDGsの達成に一層近づくことができます。したがって、政府としても、企業の取組を後押ししていくことが重要です。

5 今後の我が国の取組

政府はこれまで、MDGsも踏まえ、持続可能な社会の実現に向けて積極的な国際的取組を行ってきました。環境政策に関する知識や経験、技術の蓄積をいかし、政策支援、技術支援、イニシアティブの発揮等、様々な取組を行ってきています。例えば、気候変動の問題については、前述したように優れた低炭素技術等の普及等を通じて排出削減・吸収を実施することは、相手国のみならず我が国も含めた双方の低炭素成長に貢献することができます。このため、途上国への温室効果ガス削減技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価す

るとともに、我が国の削減目標の達成に活用するため、二国間オフセット・クレジット制度（JCM）の構築・実施を進めています。平成25年以降16か国との間で制度を構築し、平成27年12月には、フィリピンとJCMの構築に向けた覚書への署名を行いました。また、途上国が抱える大気汚染や水質汚濁等の深刻な環境問題に対処するため、地球温暖化対策と環境汚染対策を同時に実現するコベネフィット・アプローチの普及に取り組んでいます。具体的には、「アジア・コベネフィット・パートナーシップ」への活動支援を通じ、アジアの途上国におけるコベネフィット・アプローチの推進を支援するなど様々な取組を行っています。

SDGsは、開発途上国のみならず我が国等先進国にも目標が適用されることや、多岐に渡る分野の目標が相互に関連していることが特徴であり、政府全体での国内外に対する取組が一層重要になります。現在、関係省庁間で連携し、政府全体での今後の取組の方向性等を検討しているところです。

環境省では、特にSDGsの環境的側面の実施を促進するため、平成28年度より「ステークホルダーズ・ミーティング」を開催します。平成27年3月には、準備会合を開催しました。これは、先行してSDGsに取り組む企業、市民団体、研究者、地方公共団体や各省庁が一堂に会し、互いの事例の共有や意見交換、さらには広く国民への広報を行う公開の場として発展させる予定です。具体的には、先駆的な事例について、内容だけでなく、取組を実施するプロセス、パートナーシップも含めてミーティングで共有し、これらの事例を認め合うことで、他の主体の行動を促します。

また、前述のUNEPによる10YFPにおいて、我が国が培った低炭素型ライフスタイルに関する経験や技術を活用し、民生部門対策における貢献を行うとともに、10YFPに設置された6つのプログラムのうち「持続可能なライフスタイルと教育（SLE）」プログラムを共同で主導しています。SDGs交渉過程の2015年（平成27年）6月、SLEの一環としてニューヨークで開催したサイドイベントで、食品廃棄物削減に関する我が国の取組を発表し、官民一体となった手法に対して、各国から関心が寄せられました。加えて、我が国は、次回会合が2016年（平成28年）に予定されている東アジア首脳会議環境大臣会合（EAS EMM）等の国際的枠組みを通じ、ASEAN諸国におけるSDGs実施に向けた支援を行っていくことにしています。

第2節 個別の枠組みの進展

1 日中韓三カ国環境大臣会合の新たなフェーズ

近年、北東アジアは急速な経済発展を遂げると同時に、環境汚染や自然破壊といった問題が表面化し、いかにして持続可能な開発を実現するかという点が重要な課題となっています。北東アジアに位置する日本、中国、韓国は経済や社会の状況は異なるものの、国家・地域・地球規模で環境問題に対処しなければならないという課題は共通しています。このような状況の下、日中韓3か国の環境大臣は、1999年（平成11年）以来日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）を毎年開催し、この枠組みの中で、北東アジアの環境管理において主導的な役割を果たすとともに、地球規模での環境改善に寄与することを目指しています。

TEMMは、国際情勢の変化の中にあっても着実に歩みを進めてきました。具体的には、環境の現状並びに各国及び本地域共通の懸案事項について三大臣が意見交換を行うとともに、環境協力を推進する方策を協議しています。また、3か国はTEMMの下で、大気汚染に関する政策対話、日中韓三カ国黄砂共同研究、合同環境研修プロジェクト、日中韓環境教育ネットワーク（TEEN）、3Rに関する日中韓三カ国セミナー、化学物質管理に関する政策ダイアログ、生物多様性政策対話、日中韓環境産業円卓会議等の具体的なプロジェクトを実施しています。

(1) TEMM17の開催と成果

毎年のTEMMは3か国が持ち回りで開催しており、第17回日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM17）は、

2015年（平成27年）4月に中国・上海市で開催されました。会合では、各国の環境政策の進展、地球規模及び地域規模の環境問題、環境協力に係る三カ国共同行動計画の進捗等について意見交換が行われるとともに、今後5年間（2015年（平成27年）～2019年（平成31年））の「環境協力に係る日中韓三カ国共同行動計画（以下、「共同行動計画」）及び共同コミュニケが採択されました。

(2) 共同行動計画とワーキンググループ

共同行動計画は、行動計画（2010年（平成22年）～2014年（平成26年））の後継として、TEMM16において採択された9つの優先分野を対象としています（図1-2-1）。これらの優先分野での協力は、政策対話、共同研究、情報共有等の様々なアプローチを用いて実施することとなっています。

共同行動計画のうち、[1] 大気汚染改善、[6] 水及び海洋環境の保全の分野では、以下のように3か国の活動をより強化していくことになりました。

[1] 大気汚染改善分野については、政策対話の下に、(a) 対策に関する科学的な研究、(b) 大気モニタリング技術及び予測手法に関する二つのワーキンググループを開催することに合意し、地域の大気環境改善のため3か国間の協力を強化することとしました。また、[6] 水及び海洋環境の保全分野については、海洋ごみに関するワークショップを開催し、データの共有、各国の政策や経験に関する情報を交換することが合意されました。2015年（平成27年）9月には、北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）との共催で、初のワークショップが中国・煙台市において開催され、各国の現状や施策について情報交換するとともに、日本側からマイクロプラスチックを含む海洋ごみの共同研究の提案を行いました。さらに、[7] 環境教育人々の意識向上及び企業の社会的責任（CSR）分野の下で進められるTEENについては、昨年15周年を迎えました。平成27年には、今後5年間で3か国による共同プロジェクトを実施することを決め、日本は環境教育教材として映像教材の作成を進めることとしています。このように、信頼関係の構築と具体的協力を重ね、新しい共同行動計画が策定されました。

平成28年度は4月26日、27日に第18回を静岡県静岡市で開催する予定であり、平成27年度に策定した優先分野に基づく今後5年間の共同行動計画の進捗を確認し、3か国の環境協力の推進を図ります。

図1-2-1 共同行動計画の優先分野

- [1] 大気環境改善
- [2] 生物多様性
- [3] 化学物質管理と環境に係る緊急時対応
- [4] 資源循環利用/3R/電気電子機器廃棄物(E-waste)の越境移動
- [5] 気候変動対応
- [6] 水及び海洋環境の保全
- [7] 環境教育、人々の意識向上及び企業の社会的責任(CSR)
- [8] 地方環境管理
- [9] グリーン経済への移行

資料：環境省

2 都市・自治体間連携の進展

(1) 持続可能な開発における都市の大きな役割

産業革命後の経済成長に伴い、近代は、世界的な都市化の進行により特徴付けられます。とりわけ近年は、先進国を追うようにアフリカやアジアの途上国を中心に急速な都市化が進行しています。都市に住む人は、いまや全世界人口の約54%を占め、2050年（平成62年）までには全世界人口の60%を超えると予想されています。都市は人間活動が集中しており、エネルギー、水、物質を多量に消費し、廃水や廃棄物といった汚染物の排出が高密度に生じる一方、自然環境に元来備わっている緩衝作用や浄化作用が働きにくいいため、環境負荷の量・密度が共に高い空間となり、住民の健康や都市周辺環境への影響が問題となりがちです。このため、都市の環境負荷を抑え、持続可能であるように都市の成長を制御していくことが重要です。一方で、都市はその集約している形態から、公共交通による輸送が適し、エネルギーや水のカスケード利用が行いやすいなどの利点もあります。そのため、快適な住環境や、充実した教育や福祉等のサービス、利便性の高さという都市の特徴をいかしつつ、エネルギー効率、輸送効率等を高める対策の可能性を有しています。

このような背景から、都市のリーダーである自治体の首長は、主体的な行動と、横のつながりを重視した都市間の連携を唱えてきました。持続可能な都市の実現のためには、電力や熱の供給・融通、上下水道、交

通網等の都市インフラにおける取組・整備が不可欠であるとともに、強いリーダーシップに基づく都市ぐるみでの長期的な取組が必要になります。また、今世紀後半に温室効果ガス排出量の実質的にゼロ（カーボンニュートラル）を目指すというパリ協定の考え方を具体化するためにも、都市の主体的かつ早期の取組は極めて重要となります。

これらの流れを受け、気候変動政策においては、持続可能な都市を目指した自治体の主体的な取組の重要性に注目が集まっています。2014年（平成26年）のCOP20で公表されたリマ・パリ行動アジェンダにおいては、気候変動政策の実施には、地球規模、国家規模、地域規模、そして地方自治体のリーダーたちが協調することの重要性が示され、COP21の合意に向け、一層の都市間連携の推進力となりました。COP20では、自治体や民間団体の取組を共有するためのNAZCAプラットフォームも構築されました。その結果、先述したようにCOP21決定では、都市を含む締約国以外の全てのステークホルダーによる取組の拡大を歓迎すること、NAZCAプラットフォームに自治体等の温室効果ガス削減取組を登録することを奨励することが明記されました。また、COP21開催に合わせ、自治体リーダーのための気候変動サミットが行われ、「パリ市庁舎宣言 COP21へのゆるぎない貢献」が採択されました。さらに、先述したSDGsの「ゴール11（安全な都市）」においても、「包摂的、安全かつレジリエントで持続可能な都市・人間居住を実現すること」が求められており、都市・自治体の役割への期待は大変に高まっていると言えます。

(2) 役割を発揮するための行動

都市はその大きさや態様、それを取り巻く自然的条件・社会的条件も様々です。また、都市の持続可能性を向上するための取組も、地域の創意工夫に基づくものも含めて多様であるため、地域間で情報や優良事例を共有したり、人材を育てたりしながら、気運を高めていくという地方自治体間の連携が重要です。ここでは、都市・自治体間連携を推進している国際的な取組を紹介します。

ア ICLEIの取組（世界的な都市間連携の推進）

「イクレイー持続可能性をめざす自治体協議会（ICLEI）」は、持続可能な社会の実現を目指す自治体で構成された国際ネットワークで、世界85か国、1,000以上の自治体が、環境面での都市の諸問題の解決を目指して活動しています。我が国からは、東京都、横浜市、京都市、仙台市等17自治体が会員となっています。ICLEIでは、持続可能な都市づくりのために様々なキャンペーンやプログラム、イベントの運営、セミナーの実施や出版物の発行等を通じた情報発信、ツールの提供等を行っています。また、次項で記載する「気候変動政策に関する首長誓約」や、持続可能な公共調達に関するグローバル先進都市ネットワーク、持続可能な公共調達に関する世界先進都市ネットワークの運営を行い、個別分野におけるネットワーク構築も推進しています。

イ 気候変動政策に関する首長誓約

都市の気候変動政策を加速化するため、2014年（平成26年）に気候変動政策に関する首長誓約が発足しました。平成27年1月末時点では455都市が参加する世界最大規模の都市間ネットワークの一つになっています。我が国からは、東京都、横浜市、広島市、北九州市、富山市が参加しています。参加自治体は、1～3年目のそれぞれで、温室効果ガス排出量、削減目標、緩和行動計画の公表が求められています。進捗の報告も求められるため、気候変動政策における先進自治体としてのリーダーシップの表明と国際的認知・信頼の向上が、目標達成における原動力となっています。

ウ 気候とエネルギーのための首長誓約（EUにおける都市間連携の推進）

欧州連合（EU）では、2008年（平成20年）から二酸化炭素（CO₂）排出量の更なる削減のため、気候とエネルギーのための首長誓約（Covenant of Mayors for Climate and Energy）が実施されています。これは、「持続可能なエネルギー行動計画の実施を通じて、欧州連合のCO₂削減目標20%を超えるCO₂削減

減量を実現する」という誓約に賛同する市長が自主的に署名するものです。平成27年11月末現在で誓約自治体は6,600を超し、誓約自治体の人口は全EU人口の42%を占めています。首長誓約の枠組みには、署名市長はもちろん各国のエネルギー関係省庁や州政府等の国や地方のコーディネーター、地方自治体のネットワーク等のサポーター、欧州企業やNGO、国際ネットワーク等の様々な連携パートナーが含まれていることが特徴です。多様な連携パートナーが参画することで、技術的・科学的根拠に基づく共通の枠組みを活用した持続可能なエネルギー行動計画の策定が可能となるとともに、様々な実施・推進支援や財政支援が得られます。各誓約自治体はCO₂排出量削減の状況を公表することとなっており、自主的な取組の促進につながります。EUにおけるこの取組を参考にし、我が国でも同様の動きが始まっています。

エ C40（大都市における都市間連携の推進）

C40は、世界大都市気候先導グループ（The Large Cities Climate Leadership Group）の通称で、2005年（平成17年）にロンドン市長（当時）によって提唱・創設された都市間ネットワークです。東京都、香港、バンコク、ジャカルタ、ニューヨーク等、気候変動対策に取り組む世界の18の大都市から始まり、現在は80以上の大都市から構成されています。首長によるリーダーシップとコミットメント、実務者レベルでの具体的な施策の情報交換を通じ、参加都市の温室効果ガスの排出削減や気候変動対策の推進等に取り組んでいます。C40には、EUの首長誓約と同様、様々な連携パートナーが参画しています。例えば、Clinton Climate Initiative（CCI）は、C40の実施パートナーとして共同プログラムを運営しています。共同プログラムでは、自治体の調達を合同で行うことで調達力を高め、省エネ機器や低公害車の購入費用を抑え、低炭素化・低公害商品・技術の普及を図るなど、低炭素化の促進を目指しています。CCIは、C40の参加者に対し企業を紹介するとともに、商品やサービスの価格交渉等を自治体に代わって行っています。

このように、国際的な都市間ネットワークには、多様な関連主体が参加し、自治体の取組との連携や支援を行うという様々な仕組みがあります。国内のネットワークにもこうした仕組みを取り入れていくことが重要です。

（3）都市間の連携による対策の水平展開

現在進展している国際的な都市間連携の取組の一つとして、神奈川県とカンボジア・シェムリアップ州の低炭素都市づくりでの連携が挙げられます。世界遺産かつ著名な観光地であるアンコール・ワット遺跡を有するシェムリアップ州の優先課題である [1] 再生可能エネルギー導入、[2] エネルギー利用の効率化、[3] 電動車両の導入促進につき、県が鎌倉市や箱根町と協力し、先に紹介したJCMの活用を視野に支援しています。また、2015年（平成27年）11月には、神奈川県とシェムリアップ州間で低炭素観光都市に関する覚書を締結しました。他にも平成27年度には、福島市、横浜市、川崎市、京都市、大阪市、北九州市も都市間連携に基づくJCM案件形成事業をアジア各国で推進しました。

他にも、国内における都市間連携の取組として、東京都と埼玉県による温室効果ガス排出量のキャップ・アンド・トレード制度の連携が挙げられます。一方の制度により大規模事業所で獲得した超過削減達成量を他方の制度の大規模事業所の削減義務に利用できるとともに、中小規模事業所の省エネ対策による削減量である中小クレジットについても相互に利用可能です。東京都と埼玉県の両制度において、基準排出量やクレジット量の確定には検証機関の検証が必要であることから、検証主任者の講習会の共同開催や都県両方に登録する場合の手続簡素化等を実施しています。このような水平展開の事例が増えることにより、都市間連携の一層の進展が期待されます。

（4）都市間連携を支える国際機関等の取組

都市間連携の推進を後押しするため、国際的に様々な取組が行われています。例えば、UNEPにおいては、国連ハビタットと共同で「持続可能な都市計画プログラム（SCP）」を行っています。SCPでは、地方や国の協力機関による環境計画マネジメントプロセスの導入支援や、持続可能な開発達成のための環境資源

管理等を実施しています。

また、日・ASEAN統合基金（JAIF）の支援により、「ASEAN環境的に持続可能な都市（ESC）モデル都市プログラム」が実施されています。これは、ASEAN8か国で実施されているモデル都市事業で、14都市がモデル都市として選ばれ、それぞれの環境目標に沿った活動を実施するとともに、モデル都市に関する知見や優れた施策、取組の共有、情報交換等を行い、多国間における都市間での連携と学びを促進しています。これまでに、北九州市が、マレーシアのクチン市及びタイのノンタブリー県とごみのコンポスト化の知識の共有等の成果を上げています。

3 主要国首脳会議（G7サミット）及びG7環境大臣会合

(1) G7サミット

G7サミットは、世界経済問題について首脳間で政策協調を議論する場として1975年（昭和50年）から開始され、その後、政治問題、地球規模の問題についても議論されるようになりました。サミットは毎年開催されており、2015年（平成27年）6月には、ドイツが議長国を務めるエルマウ・サミットが行われました。次回サミットは2016年（平成28年）5月に予定されており、日本が議長を務め、三重県伊勢志摩で開催されます。サミット開催に合わせ、環境大臣会合、外務大臣会合、財務大臣・中央銀行総裁会議等の関係閣僚会合が日本各地で開催される予定です。本項では、環境大臣会合を取り上げます。

(2) G7富山環境大臣会合

2016年（平成28年）は、先述したようにSDGsが1月から効力を持つ年でもあり、持続可能な開発の長期的課題の解決に向けた大いなる挑戦のためのスタートの年と位置付けられます。2015年（平成27年）のパリ協定及び2030アジェンダという二つの歴史的な国際合意によって生まれた気運を引き継いで、実施に向けた取組を強力に推進していくことが必要です。G7富山環境大臣会合は、21世紀にふさわしい環境政策を世界に広げ共有する新しい世界を目指すG7各国の政治的意思を内外に示し、非G7国も含め、世界全体での取組を加速させていく契機になる役割が期待されています。その際、我が国の取組や経験等を基に、我が国が議長国として、そして環境政策の実施主体として、G7各国と協調、連携しながら、より一層の取組の推進につながる成果を得るべく、最大限貢献していきます。

関係閣僚会合の開催地は、国際社会が直面する様々な課題を考慮し、それぞれ素晴らしい特色を持った候補地の中から、地方創生の観点も踏まえ、政府として然るべく検討しました。その結果、環境大臣会合については、5月15日～16日に富山県富山市で開催することを決定しました。

富山県は、小水力発電等の再生可能エネルギーの導入、県内全域でのレジ袋の無料配付廃止、「水と緑の森づくり税」を活用した森づくり、立山におけるバスの排ガス規制等、県民総参加で環境保全に取り組むとともに、国連のNOWPAP地域調整部の設置や北東アジア地域自治体連合による国際環境協力等を積極的に推進し、環日本海地域をリードする「環境・エネルギー先端県」を目指して取り組んでいます。

富山市は、「公共交通を軸としたコンパクトなまちづくり」を核に、人と環境に優しいまちづくりを進めてきました。平成20年度には「環境モデル都市」、平成23年度には「環境未来都市」の1都市に選定されました。富山市の環境配慮の取組は国際的にも高い評価を受けています。平成26年には、国連のイニシアティブの一つである「万人のための持続可能なエネルギー」（SE4All）の会合にて、日本で唯一「エネルギー効率改善都市」として選定されています。これらも踏まえ、平成27年3月にはエネルギー効率改善に向けた「富山市エネルギー効率改善計画」を策定するなど、継続して環境問題に積極的に取り組んでいます。

2016年（平成28年）という長期的課題の解決に向けた大いなる挑戦のためのスタートの年に、先進主要国が協力を一段と高め、国内外に環境施策を発信することができる国際会議が我が国で開催される機会を最大限有効に活用し、一層の環境施策の推進を進めていきます。